

神戸市公立大学法人授業料その他の料金に関する規則

2023年4月1日

規則第56号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人が設置する神戸市外国語大学（以下「大学」という。）及び神戸市立工業高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の授業料、聴講料、研究料、入学選抜料及び入学金（以下「授業料等」という。）並びに博士論文審査手数料の額及び徴収について必要な事項を定めるものとする。

(大学の授業料等の額及び納付期限)

第2条 大学の授業料等の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定するもののうち、科目等履修生の授業料の額は、一般課程、語学課程及び教職課程にあつては1学期分267,900円を限度として1授業科目につき29,700円とし、司書課程及び学校図書館司書教諭課程にあつては1学期分133,900円を限度として1授業科目につき14,800円とする。また、大学院に係る聴講料の額は、1学期分267,900円を限度として1授業科目につき29,700円とする。

3 神戸市外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第13条及び第14条の規定により、修業年限を超えて一定の年限にわたり計画的に課程を修了することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る授業料の年額は、別表第1の規定にかかわらず、当該在学を認められた年限（以下「長期在学期間」という。）に限り、同表に規定する授業料の年額に修業年限の年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）とする。

4 前3項に規定する授業料及び聴講料は、別表第2のとおり納付しなければならない。

5 第1項に規定するもののうち入学選抜料は、入学願書を提出する際に、入学金は、理事長が指定する日までにそれぞれ納付しなければならない。

6 授業料、聴講料及び入学金の納付期限が、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）（以下「神戸市休日条例」という。）第2条第1項各号に掲げる休日に当たるときは、その前日を納付期限とする。

(高等専門学校の授業料等の額及び納付期限)

第3条 高等専門学校の授業料等の額は、別表第3のとおりとする。

2 前項に規定するもののうち、授業料、聴講料及び研究料は、別表第4のとおり納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、別表第4に規定する納付期限を同表に定める期日以降の日に変更することができる。

4 第1項に規定するもののうち入学選抜料は、入学願書を提出する際に、入学金は、理事長が指定する日までにそれぞれ納付しなければならない。

5 授業料、聴講料、研究料及び入学金の納付期限が、神戸市休日条例第2条第1項各号に掲げる休日に当たるときは、その翌日を納付期限とする。

(博士論文審査手数料等)

第4条 博士論文審査手数料は、1件につき57,000円とし、学位授与申請書を提出する際に納付しなければならない。

(授業料の徴収)

第5条 授業料は、入学の日の属する月から卒業又は退学の日の属する月まで徴収する。

(中途入学者の授業料)

第6条 学年の途中で入学した者がその学年において納付すべき授業料の額は、その月割額(年額の12分の1相当額をいう。以下同じ。)に、入学の日の属する月から学年末までの月数を乗じて得た額とする。

2 前項の者は、同項の納付すべき授業料の額から入学の日において納付期限に達していない授業料相当額を差し引いた額を、入学と同時に納付しなければならない。

3 第1項の者の次の期からの授業料の納付額は、別表第2又は別表第4に定めるところによる。

(中途退学者の授業料)

第7条 学年の途中で退学した者がその学年において納付すべき授業料の額は、その月割額に当該学年の初め(その月以後に入学し、又は復学した者については、その日の属する月)から退学の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

2 前項の者が当該学年分として既に納付した授業料の額が同項の額を超えるときは、その超過相当額をその者に還付し、同項の額に満たないときは、その不足相当額を徴収する。

(長期履修学生の授業料)

第8条 理事長は、長期履修学生が長期在学期間の短縮を認められるときは、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、当該短縮後の年限に応じて第2条第3項の規定により算出した授業料の年額(当該短縮後の年限が修業年限であるときにあっては、別表第1に規定する授業料の年額)に当該短縮が認められる時点における当該長期履修学生の在学している期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数)を乗じて得た額から、当該長期履修学生が入学してから当該短縮が認められる日の属する学年が終了するまでの期間に当該長期履修学生がこの規則により納付すべき授業料の総額を控除した額を、当該長期履修学生から徴収するものとする。

2 長期履修学生が学年の途中で修士課程を修了するときに納付すべき授業料については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(授業料等の免除及び減免)

第9条 次の各号に該当する者については、それぞれ当該各号に定めるところにより、授業料を免除する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者については、授業料の免除された日の属する月(月の中途において免除されたときは、その翌月)から免除を取り消された日の属する月の前月まで

- (2) 休学する者については、休学した日の属する月の翌月（月の初日において休学したときは、当該休学した日の属する月）から復学した日の属する月の前月まで。ただし、学期の初めにおいて、始業日前に休学した者については、休学した日にかかわらずその月から免除する
 - (3) 学期の初めにおいて、その始業日前に退学した者については、その月分
 - (4) 前3号に定めるもののほか、理事長が特に必要があると認める者については、理事長が定める額
- 2 理事長は、特に必要があると認める者については、授業料を減額することができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、理事長が特に必要があると認める者については、聴講料、研究料、入学選抜料又は入学金を減免することができる。
 - 4 第1項第4号、第2項及び前項の特に必要があると認める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 生活困窮者又はその扶養親族であつて特に減免の必要がある者
 - (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害により被害を受けた者で、特に免除の必要があると認める者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、理事長が特に授業料等の減免の必要があると認める者
 - 5 授業料を免除された者のその納付については第7条の規定を準用し、再びこれを納付すべき事実が生じた者のその納付については第6条の規定を準用する。
 - 6 授業料の滞納により退学処分を受けた者については、授業料を免除することができる。

（減免等の認定）

第10条 大学の授業料、高等専門学校科目等履修生の授業料、大学及び高等専門学校の聴講料又は高等専門学校の研究料の減免、納付の猶予又は月割額による分納の措置（以下「減免等」という。）を受ける者の認定は、毎年学年始めに、高等専門学校の学生の授業料の減免等を受ける者の認定は、第3条第2項又は第3項の納付期限の1か月前までに行うものとする。ただし、学年の中途において必要を生じたときは、その都度行うものとする。

- 2 入学選抜料又は入学金の減免又は納付の猶予を受ける者の認定は、その都度行うものとする。
- 3 前2項の規定により大学の授業料等の減免を受ける者の認定は、別に設ける委員会の審査を経て行うものとする。

（大学の科目等履修生の入学選抜料等）

第11条 理事長は、大学において科目等履修生が、同じ課程を翌年度以降も連続して履修するときは、2年目及び3年目の入学選抜料及び入学金を免除することができる。

（高等専門学校の科目等履修生の授業料等）

第12条 他の大学との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき高等専門学校への入学を許可された科目等履修生については、授業料、入学選抜料及び入学金は、徴収しない。

(外国人学生等に係る免除手続)

第13条 外国の大学等との協議に基づき、大学への入学又は聴講を許可された外国人学生又は外国人聴講生については、理事長が指定する書類を提出することにより、授業料若しくは聴講料又は入学選抜料若しくは入学金を免除する。

(特別研究学生の授業料等)

第14条 大学院学則第36条第3項の規定により、大学において研究指導を受ける者(以下、「特別研究学生」という。)に係る授業料、入学金及び入学選抜料は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 入学選抜料及び入学金は、徴収しない。
- (2) 授業料は、大学院学則第38条に規定する研究生と同様とする。

(特別聴講学生の授業料等)

第15条 他の大学との間における相互の単位の互換に関する協定若しくは高等専門学校との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき大学への入学を許可された特別聴講学生については、授業料、入学選抜料及び入学金は、徴収しない。

(授業料等の納付の猶予)

第16条 理事長は、特にやむを得ない理由により、別表第2、別表第4、第2条第5項又は第3条第4項に規定する納付期限までに授業料等を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料若しくは聴講料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。

2 前項の猶予期間は、次の各号に掲げる期間内で理事長の指定する日とする。

- (1) 入学金 学年の初めに入学した者は9月末日まで、学年の途中で入学した者は2月末日までとする。
- (2) 大学の授業料及び聴講料 前期分は9月末日までとし、後期分は2月末日までとする。
- (3) 高等専門学校の授業料、聴講料及び研究料 第1項にいう納付期限から60日以内とする。

3 第1項の分納の納付期限は、毎月末日(月の末日が神戸市休日条例第2条第1項各号に掲げる休日であるときは、理事長の指定する日)までとする。

(減免等の手続)

第17条 第9条、第10条又は前条の規定により授業料等の減免若しくは納付の猶予又は授業料若しくは聴講料の月割額による分納の措置を受けようとする者は、減免等申請書を理事長に提出しなければならない。

2 第9条、第10条又は前条の規定により授業料、聴講料若しくは研究料を減免され、又は授業料等の納付の猶予を受けた者は、当該減免又は納付の猶予の理由が消滅したときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(減免等の認定の取消し)

第18条 虚偽の申請により授業料等の減免、納付の猶予又は授業料若しくは聴講料の月割額による分納の措置を受けた者又は前条第2項の届出を怠った者については、理事長は、当該減免、納付の猶予又は月割額による分納の措置を取り消し、当該措置を受けた日又は認定の理由が消滅した日にさかのぼって授業料等を徴収することができる。

(入学選抜料等の還付)

第19条 既納の入学選抜料、入学金及び博士論文審査手数料は還付しない。ただし、次の各号に定めるときを除く。

- (1) 大学において入学志願者が、入学試験の第1段階選抜で不合格となったときは、入学選抜料のうち外国語学部にあつては13,000円、外国語学部第2部にあつては11,000円
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認めるときは、入学選抜料又は入学金のうち理事長がその都度定める額

(施行の細則)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学授業料その他料金に関する規程(2007年4月規程第34号)は、廃止する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

種 別		学部等	外国語学部	外国語学部 第2部	大学院	備 考
授業料	学生		535,800円	267,900円	535,800円	年額
	科目等履修生	一般,語学,教職課程	267,900円以下	—	—	1学期分
		司書,学校図書館司書教諭課程	—	133,900円以下		
	研究生(外国人研究生を除く。以下この表において同じ。)及び研修員		—	—	29,700円	月額
	外国人研究生		—	—	8,200円	月額
聴講料			—	—	267,900円以下	1学期分
入学選抜料	学生		17,000円	15,000円	26,000円	
	科目等履修生		8,000円	8,000円	—	
	聴講生		—	—	12,000円	
	研究生及び研修員		—	—	9,800円	
入学金	学生	神戸市民等	282,000円	141,000円	297,000円	「神戸市民等」とは、入学の日の1年前から引き続き神戸市に住所を有する者又はその配偶者若しくは2親等内の親族をいう。
		その他の者	423,000円	211,500円	423,000円	
	科目等履修生	神戸市民等	28,200円	28,200円	—	
		その他の者	42,300円	42,300円	—	
	聴講生	神戸市民等	—	—	29,700円	
		その他の者	—	—	42,300円	
	研究生及び研修員		—	—	84,600円	

別表第2（第2条第4項関係）

種 別		学期別	納付すべき額	納付期限
授業料	学生	前期	年額の2分の1に相当する額	5月末日
		後期	年額の2分の1に相当する額	11月末日
	科目等履修生	納付期限は、前期分は5月末日までとし、後期分は10月末日までとする。		
	研究生及び研修員	前期	月額授業料に在学月数を乗じて得た額	5月末日
		後期	月額授業料に在学月数を乗じて得た額	10月末日
聴講料		納付期限は、前期分は5月末日までとし、後期分は10月末日までとする。		

別表第3（第3条第1項関係）

種 別		料 金	備 考
授業料	学生	234,600円	年額
	科目等履修生	6,200円	1単位当たり
聴講料		6,200円	1単位当たり
研究料		12,700円	月額
入学選	学生	16,500円	

抜料	科目等履修生		4,900円	「神戸市民等」とは、入学の日の1年前から引き続き神戸市に住所を有する者又はその配偶者若しくは2親等内の親族をいう。
	聴講生		4,900円	
	研究生		4,900円	
入学金	学生	神戸市民等	28,200円	
		その他の者	84,600円	
	科目等履修生	神戸市民等	2,800円	
		その他の者	8,400円	
	聴講生	神戸市民等	2,800円	
		その他の者	8,400円	
研究生	神戸市民等	8,300円		
	その他の者	25,100円		

別表第4（第3条第2項関係）

種別		学期別	納付すべき額	納付期限
授業料	学生	前期	年額の2分の1に相当する額	8月末日
		後期	年額の2分の1に相当する額	12月末日
	科目等履修生		単位当たりの授業料に受講単位数を乗じて得た額	5月末日
聴講料			単位当たりの授業料に受講単位数を乗じて得た額	5月末日
研究料		前期	月額授業料に在学月数を乗じて得た額	5月末日
		後期	月額授業料に在学月数を乗じて得た額	10月末日